

参考

[根拠法令]

《温泉法》

(温泉の利用の許可を受けた者の相続)

第 17 条 第 15 条第 1 項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

(以下、略。)

[基準法令]

《温泉法》

(温泉の利用の許可)

第 15 条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- (1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- (2) 第 31 条第 1 項 (第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。) の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- (3) (略)

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。